

補助金制度見直し事業一覧及び評価

令和6年11月実施

番号	制度の名称	担当部・課	補助の目的	担当部局の所感（概要）		行政評価委員会の評価等	
					担当部局の評価区分		今後の方向性
1	しそ「森林の学人」下宿費補助金交付要綱	市長公室 地域創生課	森林大学校又は市内の高校に在学する学生が市内の貸家、集合賃貸住宅等に入居する際、下宿等に要する経費の1/3を助成する。	シェアハウスの利用とのバランスを考慮し、今後の学生数の動向を踏まえて補助金削減や廃止を判断する。	当補助制度は活用されており必要であるが、内容は見直すべき	担当部局長の所感のとおり。	令和9年度末までに政策会議付議
2	宍粟市災害復旧に係る利子補給金交付要綱	市長公室 危機管理課	災害復旧のために金融機関から借入れを行った市民等に対し、予算の範囲内において利子補給金を支給する。	災害時の迅速な復興支援に必要であることから継続する。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	活用実績もないことから、一旦廃止し、発災時にはその時の情勢を踏まえ必要な支援策を随時検討されたい。	令和7年度末までに政策会議付議
3	宍粟市自主防災組織育成支援事業補助金交付要綱	市長公室 危機管理課	自主防災組織が購入する防災資機材に要する経費の一部を助成する。	自治会内の初期対応は市では行えず、自主防災組織や消防団が主体となり被害防止や減災活動を行うため、継続する必要がある。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	補助制度の効果判定や成果目標の設定ができていないことから、現状と実績を整理のうえ検証が必要である。	令和9年度末までに政策会議付議
4	宍粟市防犯灯設置促進事業補助金交付要綱	市長公室 危機管理課	自治会が新たにLED防犯灯を設置し、又は既存の防犯灯をLED化する費用を助成する。	自治会からの数多くの申請があり、ニーズはあると考える。市民の安全対策として重要な施策であり、継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	補助制度の効果判定や成果目標の設定ができていないことから、現状と実績の整理が必要である。	令和9年度末までに政策会議付議
5	宍粟市消防団員運転免許取得等補助金交付要綱	市長公室 危機管理課	所属する分団・部の消防車両を運転できない団員が準中型以上の免許取得する場合及びAT限定免許を所持する団員がAT限定解除する場合の経費を助成する。	消防団員の出動体制を確保するためには必要不可欠な補助制度であると考ええる。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	補助制度の効果判定や成果目標の設定ができていないことから、現状と実績の整理が必要である。	令和9年度末までに政策会議付議
6	宍粟市消防施設整備事業補助金交付要綱	市長公室 危機管理課	機動部及び一般部が管轄する自治会に対し、ポンプ設備等の維持管理に要する経費を助成する。	消防力を維持するために必要な補助であり、現状のまま継続する必要があると考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	自治会の理解と協力あってこそではあるが、5年を区切りとして見直し機会を設けることが適当である。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
7	宍粟市交通安全事業促進補助事業補助金交付要綱	市長公室 危機管理課	宍粟市交通安全自家用自動車協会の行う啓もう宣伝事業等に要する費用を助成する。	市、宍粟警察署、交通安全自家用自動車協会の連携により取り組むべき事業に充てられるものであり、継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	実質的に協会の運営費補助であるが、適切な成果指標等を設定のうえで、都度継続の可否判断をしていくことが望ましい。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
8	宍粟市防火水槽整備事業補助金交付要綱	市長公室 危機管理課	自治会が実施する防火水槽の新設又は修繕に要する経費を助成する。	火災時の消防水利の確保は、住民の安心や地域消防力の強化となる重要な施策であり、継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	担当部局長の所感のとおり。	継続を基本とするが失効期限5年を設定
9	宍粟市消防団員用長靴購入事業補助金交付要綱	市長公室 危機管理課	消防団員が使用する長靴の購入経費を補助する。	消防団員の安全確保のための装備品については、継続の必要があると考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	継続を基本とするが、補助金としてのスタイルや対象者等が適切であるか随時見直しが必要である。	継続を基本とするが失効期限5年を設定

番号	制度の名称	担当部・課	補助の目的	担当部局の所感（概要）		行政評価委員会の評価等	
					担当部局の評価区分		今後の方向性
10	宍粟市消防団詰所等維持 交付金交付要綱	市長公室 危機管理課	機動分団が使用する詰所及び器具庫を維持 するため交付金を交付する。	機動分団・機動部の詰所の維持管理費の支援 は、継続の必要があると考える。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	担当部局長の所感のとおり。 現状と比較して補助金額等が適切であるか検証す ること。	継続を基本とするが失効期限 5年を設定
11	宍粟市自主防災組織消防 機能支援事業補助金交付 要綱	市長公室 危機管理課	消防団組織が所有していた消防機械器具を 引き続き管理する自主防災組織を対象に維 持管理費等を助成する。	消防団の再編や配備体制等により消防団が所 有していた消防機械器具を自主防災組織が引 継ぎ、地域の消防力を確保のため、継続が必 要と考える。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	担当部局長の所感のとおり。	継続を基本とするが失効期限 5年を設定
12	宍粟市転入者等の音声お 知らせ装置設置宅内工事 補助金交付要綱	総務部 広報情報課	生活保護世帯の転入等及び自治会集会所等 の新築等により設置する音声お知らせ装置 の宅内工事費用を補助する。	これまで生活保護世帯の補助実績はなく、自 治会集会所等の利用実績も5カ年で2件と少 ない。負担も大きいとはいえないことから存 続の必要性は低いと判断できる。	廃止すべき	担当部局長の所感のとおり。	令和7年度末までに政策会議 付議
13	宍粟市スポーツ大会出場 奨励金交付要綱	市民生活部 まちづくり推進 課	全国大会等のアマチュアスポーツ大会に出 場する個人又は団体に対し、奨励金を支給 する。	規定の明確化（要綱の一部改正）について検 討の必要がある。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	対象の考え方や金額等が現実に即した内容となっ ているか、分析・見直しを行うこと。	令和9年度末までに政策会議 付議
14	宍粟市自治会集会所施設整 備等事業補助金交付要綱	市民生活部 まちづくり推進 課	自治会集会所施設等の整備を支援する。	自治会集会所施設は、自治会活動の拠点として 必要不可欠であり、継続すべきである。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	補助率・上限額の検証など、5年を区切りとして 見直し機会を設けることが適当である。	令和11年度末までに再度検証 （ただし失効期限5年を設 定）
15	宍粟市しそ元気げんき 大作戦事業補助金交付要 綱	市民生活部 まちづくり推進 課	地域の資源や個性を生かした自主的・主体 的なまちづくり活動並びに地域の課題の解 決に向け住民の創意と工夫による魅力ある 活動を促進する。	地域の特性を活かした自主的、主体的なまち づくり活動を応援するために必要な事業と考 える。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	補助対象事業の見直しなど、5年を区切りとして 見直し機会を設けることが適当である。	令和11年度末までに再度検証 （ただし失効期限5年を設 定）
16	宍粟市精神障害者路線バ ス乗車負担軽減事業補助 金交付要綱	市民生活部 まちづくり推進 課	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい る市民を対象に、市内路線バスの障害者割 引運賃の均一化を図り、路線バスの乗車負 担の軽減を図る。	精神障害者が、各種公共交通機関の障害者運 賃割引制度の対象外となっており、障害者全 体が統一的に運賃割引を受けられるために制 度の存続が必要である。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	概ね担当部局長の所感のとおり。	令和11年度末までに再度検証 （ただし失効期限5年を設 定）
17	宍粟市地域活性化等資金 利子補給金交付要綱	市民生活部 まちづくり推進 課	宍粟市地域活性化等資金融資要綱による資 金融資を受けて、公共的、公益的な事業に 取り組む団体に、利子補給を行う。	地域活性化等資金の貸付と利子補給により自 治会等の活動支援を行うもので、継続が必要 と考える。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	地域活性化等資金とセットであることから基本的 には継続とする。	継続を基本とするが失効期限 5年を設定
18	宍粟市リサイクル資源集 団回収事業奨励金交付要 綱	市民生活部 生活衛生課	資源ゴミの集団的な回収運動を奨励するこ とにより、市民の自主的・主体的なゴミの 減量及び資源の有効利用を促進する。	リサイクル集団回収は、各種団体の環境美化 活動や環境教育、地域活動の一環であり、継 続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	必要性や有効性について、定期的な評価・分析・ 見直しを重ねること。	その他
19	宍粟市自治会資源物再資 源化推進事業交付金交付 要	市民生活部 生活衛生課	前年度中に資源物回収ステーションに集積 された資源物の売却額に応じた交付金を交 付する。	廃棄物の抑制と再資源化を促進することを目 的として創設されたもので、資源物回収ス テーションによる市内循環の存続等に必要で ある。	継続すべき（制度の見直しや 検討について特に言及な し。）	必要性や有効性について、定期的な評価・分析・ 見直しを重ねること。	その他

番号	制度の名称	担当部・課	補助の目的	担当部局の所感（概要）		行政評価委員会の評価等	
					担当部局の評価区分		今後の方向性
20	宍粟市人権啓発市民活動支援事業費補助金	市民生活部 人権推進課	市内の団体が自主活動として実施する人権教育・啓発事業を推進することにより、人権意識の普及・高揚を図る。	R2以降実績はないものの、今後も支援を図る必要がある。延々と続けていくのではなく、3年後の見直しに向けた協議を進める。	当補助制度は活用されていないことから、見直すべき	概ね担当部局長の所感のとおり。可能な限り早期対応を図ること。	令和7年度末までに政策会議付議
21	宍粟市障害者小規模通所援護事業補助金交付要綱	健康福祉部 障がい福祉課	在宅の障がいのある人に対し、自宅から通所可能な場所において、創作活動、生産活動等を継続して実施する事業を促進する。	市内には対象となる小規模作業所がなく、また、県の補助制度も令和6年度末で廃止となる予定のため、廃止する方向で調整を進めた。	廃止すべき	R6中の廃止も含め、可能な限り早期に手続きを進めること。	令和7年度末までに政策会議付議
22	宍粟市小規模作業所等整備促進事業補助金交付要綱	健康福祉部 障がい福祉課	障がいにより社会自立が困難な人に対し、障がいの程度に応じた日常生活訓練、軽作業等を継続して実施する団体を支援する。	継続は必要と考える一方、直近の実績はなく、対象者や補助率の検討、回数制限を設けるなどの見直しが必要であるとする。	当補助制度は活用されていないことから、見直すべき	障害者小規模通所援護事業補助金とあわせて内容を検討すること。	令和7年度末までに政策会議付議
23	宍粟市外出支援サービス事業人工透析利用者負担軽減事業補助金交付要綱	健康福祉部 障がい福祉課	外出支援サービスを利用し人工透析治療を受ける場合、遠距離の人は費用負担が大きくなるため、利用料の一部を助成する。	外出支援サービスの枠組では低所得者への経済的負担も大きい必要制度であるが、なお充実の要望があることから別の手法についても研究する。	当補助制度は活用されており必要であるが、内容は見直すべき	適切な成果指標を設定のうえで、都度継続の可否判断をしていくことが望ましい。	令和9年度末までに政策会議付議
24	障害者自動車運転免許取得事業補助金交付要綱	健康福祉部 障がい福祉課	障がいのある人が就労等の社会活動及び地域での自立に向けて運転免許を取得するために要した費用の一部を助成する。	障がいのある人の社会参加の促進を図るために必要な制度であり、継続すべき。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	ニーズ調査や効果の検証を含め、5年を区切りとして見直し機会を設けることが適当である。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
25	宍粟市子ども及び老人の遊び場設置促進事業補助金交付要綱	健康福祉部 子育て支援課	子ども及び老人の安全な遊び場や活動の場の整備を促進し、子どもの健全な育成と老人の生きがい創造に資する。	創設から長期間経過しており、補助率等一定の見直しが必要と感じているが、制度としては継続させるべきである。	当補助制度は活用されており必要であるが、内容は見直すべき	概ね担当部局長の所感のとおり。補助制度の効果判定や成果目標の設定ができていないことから、現状と実績を整理のうえ検証が必要である。	令和9年度末までに政策会議付議
26	宍粟市シカ捕獲個体搬入等支援事業交付要綱	産業部 農業振興課	シカ個体の搬入又は回収経費を支援することで捕獲者の負担を軽減するとともに、シカ肉処理加工施設の個体の調達を容易にし、その有効活用を図る。	猟友会・シカ肉処理加工施設の双方にとって有意義な制度ではあるが、直近2か年の実績もなく形骸化しており、存続の必要性は低いと考える。	当補助制度は活用されていないことから、見直すべき	R6中の廃止も含め、可能な限り早期に手続きを進めること。	令和7年度末までに政策会議付議
27	宍粟市単独土地改良事業補助金交付要綱	産業部 農業振興課	農業生産性の維持向上に向けた農業生産基盤の整備に係る取組みを支援する。	受益者個々の負担が困難なケースに対応し、積極的な改修及び良好な維持管理の奨励を引き続き行う必要があると考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	対象事業や金額等が適切か、5年を区切りとして見直し機会を設けることが適当である。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
28	宍粟市鳥獣被害防護柵設置事業補助金交付要綱	産業部 農業振興課	鹿、猪等の有害鳥獣の農地等への侵入を防止するため柵(以下「防護柵」という。)の設置を支援する。	市内の農作物被害の低減を図り、耕作意欲の向上を目指す上で現行制度は維持するべきと考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	鳥獣被害防止計画に合わせた成果指標の設定など、5年を区切りとして見直し機会を設けることが適当である。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
29	環境保全型農業直接支払交付金交付要綱	産業部 農業振興課	地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援する。	国が掲げる「みどりの食料システム戦略」に基づき、持続可能な農業を進めていく上で当補助金は必要であるとする。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	国県事業の失効に合わせて廃止することを前提に継続とする。	継続を基本とするが失効期限5年を設定

番号	制度の名称	担当部・課	補助の目的	担当部局の所感（概要）		行政評価委員会の評価等	
					担当部局の評価区分		今後の方向性
30	宍粟市林道等維持補修事業補助金交付要綱	産業部 森林環境課	林業の生産性の維持向上及び公益的機能の維持促進を図るために、林業基盤の整備に係る取組を支援する。	自治会等管理の林道及び基幹作業道において、集中豪雨などによる小規模な補修を補助することは、森林の公益的機能の維持増進を図る上で必要である。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	補助率・上限額の検証など、5年を区切りとして見直し機会を設けることが適当である。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
31	職業能力開発促進補助事業	産業部 商工観光課	勤労者をはじめ就職希望者等の職業能力開発に関する事業運営を支援する。	コロナ禍により補助実績も少なくなっている中で、DX対応など時代に応じた研修への支援を強化していく必要がある。	当補助制度は活用されていないことから、見直すべき	事業目的に合致している内容であるか、早期に検証・見直しの必要がある。	令和7年度末までに政策会議付議
32	商店街等活性化促進補助事業	産業部 商工観光課	地域経済社会の形成に大きな担い手を果たしている小規模事業者等が地域と一体となって組織的に実施する地域振興等の取組みを支援する。	当制度は合併前に旧千種町が策定したものであり、利用実績もないため廃止を検討すべきである。	廃止すべき	R6中の廃止も含め、可能な限り早期に手続きを進めること。	令和7年度末までに政策会議付議
33	宍粟市産業振興資金利子補給金交付要綱	産業部 商工観光課	宍粟市産業振興資金融資要綱による資金融資を受けた企業等に、市が利子補給を行う。	産業振興資金融資と利子補給制度の併用により実質的な低金利融資となる制度となっており、現行のまま継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	産業振興資金とセットであることから基本的には継続とする。	継続を基本とするが失効期限5年を設定
34	宍粟市簡易除雪機整備事業補助金交付要綱	建設部 建設課	市内の自治会が市道等生活路線の除雪を行うために使用する除雪機等の購入等に要する経費の一部を補助する。	積雪時の早期交通開放は該当地域の懸案事項であり、期間を設けず継続していくべき。ただし、各自治会の所有台数の上限については検討の必要がある。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	概ね担当部局長の所感のとおり。各自治会の所有台数の上限について検討されたい。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
35	宍粟市道路等公共施設整備促進事業実施要綱	建設部 建設課	道路等公共施設の改修に要する原材料の支給又は改修に要した費用の負担をする。	里道・水路は地元管理となっているが、工事が大規模になった際の負担を軽減し、良好な維持管理を奨励するため継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	担当部局長の所感のとおり。	継続を基本とするが失効期限5年を設定
36	宍粟市素麺排水沈殿槽設置事業補助金交付要綱	建設部 上下水道課	素麺前処理槽から沈殿槽への入替または改造および新設に係る費用を補助する。	河川などの公共用水域の水質保全をはじめ、下水処理施設の負荷軽減、素麺事業所の排水処理均一化のために継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	担当部局長の所感のとおり。 ※失効期限の設定（令和7年度末まで）あり	令和7年度末までに政策会議付議
37	宍粟市浄化槽維持管理事業補助金要綱	建設部 水道管理課	山崎町及び一宮町の区域において、浄化槽の維持管理に係る費用を助成する。	合併浄化槽と集合処理区域との金銭的公平感の確保のため必要な継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	継続を基本とするが、素麺排水沈殿槽設置事業補助金とあわせて、令和8年度から5か年毎の検証の機会を設けること	令和7年度末までに政策会議付議
38	宍粟市素麺前処理槽維持管理事業補助金	建設部 水道管理課	素麺前処理槽の維持管理に係る費用を補助する。	前処理槽を沈殿槽へ変更することのできない合併浄化槽設置者の格差是正のために創設されたもので、個別処理がある限り継続すべきである。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	継続を基本とするが、素麺排水沈殿槽設置事業補助金とあわせて、令和8年度から5か年毎の検証の機会を設けること	令和7年度末までに政策会議付議
39	宍粟市通学困難地児童生徒通学支援事業補助金交付要綱	教育部 教育総務課	通学困難地から通学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減する。	他地域との均衡を図るため継続が必要である。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	近年の実績もなく、今後の見込みも不透明であることから、支援が必要なケースが発生した際に再度検討することが適当と考える。	令和7年度末までに政策会議付議

番号	制度の名称	担当部・課	補助の目的	担当部局の所感（概要）		行政評価委員会の評価等	
					担当部局の評価区分		今後の方向性
40	宍粟市立中学校等自転車用ヘルメット購入事業補助金交付要綱	教育部 教育総務課	市立中学校等の新入生の保護者が自転車用ヘルメットを購入する際の費用を助成する。	自転車運転の際のヘルメットの着用が努力義務化されており、保護者の経済的負担を軽減しつつ、生徒・保護者の安全・安心につなげるため継続が必要。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	ニーズ調査や適切な成果指標を設定のうえで、定期的に必要性の判断をしていくべきである。	令和9年度末までに政策会議付議
41	宍粟市立学校遠距離通学支援事業補助金交付要綱	教育部 教育総務課	通学距離が遠い区域（通学バスが運行していない区域）の児童又は生徒の保護者に対し、通学に要する経費を支援する。	スクールバスを運行している区域との均衡を図るため、継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	担当部局長の所感のとおり。	継続を基本とするが失効期限5年を設定
42	一宮北小学校海と山の交歓会補助事業	教育部 学校教育課	宍粟市立一宮北小学校と淡路市立一宮小学校の交歓会を行うための経費を助成する。	両校の長い伝統を踏まえた特性ある取組であり、子どもたちの学びの機会を確保するため、現行のまま継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	他校との均衡及び事業効果を客観的に検証・分析し、定期的に必要性の判断をしていくことが適当と考える。	令和9年度末までに政策会議付議
43	宍粟市立中学校部活動推進補助事業	教育部 学校教育課	部活動の各種大会選手派遣及び用具購入に要する経費を助成し、充実した部活動の推進を図る。	部活動の地域移行・地域連携の進展にあわせて、今後見直しが必要と考える。	当補助制度は活用されており必要であるが、内容は見直すべき	担当部局長の所感のとおり。	令和9年度末までに政策会議付議
44	波賀小学校国際交流補助事業	教育部 学校教育課	オーストラリアのアイアンサイド小学校と波賀小学校の国際交流事業の実施に要する経費を助成する。	グローバル人材の育成を図るため、また、保護者負担軽減のため、現行のまま継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	他校との均衡及び事業効果を客観的に検証・分析し、定期的に必要性の判断をしていくことが適当と考える。	令和9年度末までに政策会議付議
45	修学旅行推進補助事業	教育部 学校教育課	小学校及び中学校の修学旅行における教員の引率に要する経費を助成する。	修学旅行の引率（＝業務）に帯同する教員の負担を軽減する制度は必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	概ね担当部局長の所感のとおり。市の補助金でまかなうべき経費かどうかを含めて検討すること。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
46	へき地教育研究発表会補助事業	教育部 学校教育課	へき地の小中学校が、へき地教育研究発表会の実施に要する経費を助成する。	へき地の小中学校がへき地教育振興法に基づき研究活動を行い、より一層の教育水準の向上を図るため、現行のまま継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	教育研究大会補助事業との一体整理を検討すること。	継続を基本とするが失効期限5年を設定
47	教育研究大会補助事業	教育部 学校教育課	教育研究協議会の指定を受けて実施する教育研究発表会に要する経費を助成する。	教員の指導技術の向上、ひいては園児、児童、生徒の成長につながる取組のため、現行のまま継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	へき地教育研究発表会補助事業との一体整理を検討すること。	継続を基本とするが失効期限5年を設定
48	生徒海外派遣参加補助事業	教育部 学校教育課	姉妹都市派遣事業への当該生徒の参加に要する渡航経費及び引率職員の渡航経費を助成する。	スクイム市側の受け入れ状況や、生徒派遣上の課題、旅行諸費の高騰等を鑑み、事業見直しを進めることとする。	その他	今後の方向性について早急に庁内協議を進めること。	その他
49	宍粟市幼稚園保育所連携保育支援事業補助金交付要綱	教育部 子ども未来課	公立幼稚園と私立保育所が合同で行う保育事業や研修活動に要する経費を助成する。	目標値の設定も補助実績もなく、幼保一元化推進計画に伴う幼保再編が一定の区切りを迎える中で、存続の必要性はないものと判断できる。	廃止すべき	廃止に向け、可能な限り早期に手続きを進めること。	令和7年度末までに政策会議付議

番号	制度の名称	担当部・課	補助の目的	担当部局の所感（概要）		行政評価委員会の評価等	
					担当部局の評価区分		今後の方向性
50	宍粟市学童保育所通所支援事業補助金交付要綱	教育部 こども未来課	校区外の学童保育所を利用する児童が、ファミリーサポートセンター事業を利用して近隣の学童保育所へ通所するための費用を補助する。	支援員確保が困難な状況下で、校区外の学童保育所との利用調整は必要と考えるため、当面の間、継続が必要である。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	ニーズ調査や適切な成果指標を設定のうえで、定期的に必要性の判断をしていくべきである。	令和9年度末までに政策会議付議
51	宍粟市保育所通所バス運行事業補助金交付要綱	教育部 こども未来課	市内の認可保育所に通所するための送迎バス運行事業に要する経費を助成する。	公民のこども園において送迎を実施している状況であり、保護者の利便性などから必要な制度であると考え、児童数の減少に応じて継続を判断していく。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	担当部局長の所感のとおり。認定こども園運営費等補助金との均衡を検証すること。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
52	宍粟市認定こども園運営費等補助金交付要綱	教育部 こども未来課	幼保連携型認定こども園の開設及び運営のための経費の一部を助成する。	幼保一元化推計画を推進する中で、認定こども園の開設及び運営に要する経費の助成は必要であるが、児童数の動向を注視し随時検討する必要がある。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	担当部局長の所感のとおり。	令和11年度末までに再度検証（ただし失効期限5年を設定）
53	文化財保護補助事業	教育部 社会教育文化財課	宍粟市に所在する有形・無形文化財の保護事業に要する経費を助成する。	国・県を含めた指定・登録文化財制度の基幹事業であり、所管者の負担軽減のための唯一の制度であるため継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	担当部局長の所感のとおり。	継続を基本とするが失効期限5年を設定
54	宍粟市芸術文化奨励金交付要綱	教育部 社会教育文化財課	国や県が主催または後援する全国規模相当のコンクール等で優秀な成績を収めた人や団体に奨励金を交付する。	人材の発掘や芸術文化への創作意欲の向上につながる制度であり、民間団体等に委託できる性質のものでもないことから継続が必要と考える。	継続すべき（制度の見直しや検討について特に言及なし。）	必要性や有効性について、定期的な評価・分析・見直しを重ねること。	その他